特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	市税の滞納整理事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、市税の滞納整理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県　那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の滞納整理事務
②事務の概要	地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。)那珂川市が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ※納税者が納付した市税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。 【番号法別表第一に関する事務】 ①納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納金還付通知書を送付する。 ③納税者が納期限までに課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。 ④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。
③システムの名称	滞納整理、収納消込
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項　別表第一の16　2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号　那珂川市役所　市民生活部　収納課　℡092-953-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号　那珂川市役所　市民生活部　収納課　℡092-953-2211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	Ⅰ-5①部署	住民生活部 税務課	住民生活部 収納課	事後	
平成30年6月15日	Ⅰ-5②所属長の役職名	税務課長 小森 正美	収納課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 評価書名	町税の滞納整理事務	市税の滞納整理事務	事前	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町は、町税の	那珂川市は、市税の	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	那珂川町長	那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-1①事務の名称	町税の滞納整理事務	市税の滞納整理事務	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-1②事務の概要	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-1②事務の概要	※町税等	※市税等	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-1②事務の概要	町指定金融機関等	市指定金融機関等	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-7 請求先	那珂川町役場 住民生活部 税務課 TEL092-408-9813	那珂川市役所 住民生活部 収納課 TEL092-953-2211	事前	
平成30年10月1日	Ⅰ-8 連絡先	那珂川町役場 住民生活部 税務課 TEL092-408-9813	那珂川市役所 住民生活部 収納課 TEL092-953-2211	事前	
令和1年6月30日	Ⅰ-5 評価実施機関における担当部署	住民生活部 収納課	市民生活部 収納課	事後	機構改革による変更
令和1年6月30日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那珂川市役所 住民生活部 収納課 TEL092-953-2211	那珂川市役所 市民生活部 収納課 TEL092-953-2211	事後	機構改革による変更
令和1年6月30日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わ	那珂川市役所 住民生活部 収納課 TEL092-953-2211	那珂川市役所 市民生活部 収納課 TEL092-953-2211	事後	機構改革による変更
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	ー	項目追加	事後	
令和5年12月26日	表紙 公表日	令和2年2月17日	令和5年12月27日	事後	
令和5年12月26日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月26日	Ⅱ-1取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	